

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
【部門区分】第1部門第2区分  
【発行日】平成19年4月12日(2007.4.12)

【公開番号】特開2006-247279(P2006-247279A)

【公開日】平成18年9月21日(2006.9.21)

【年通号数】公開・登録公報2006-037

【出願番号】特願2005-71450(P2005-71450)

【国際特許分類】

A 44B 19/10 (2006.01)

【F I】

A 44B 19/10

【手続補正書】

【提出日】平成19年2月20日(2007.2.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0044

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0044】

図11に示す実施例5の線条スライドファスナーは、コイル状ファスナーエレメント2を前例と同様に設定条件を備え、上脚部12に凹部14を形成し、反転部11側を小形に形成するとともに、固定糸5に経編糸8ここでは鎖編組織の編糸によってコイル状ファスナーエレメント2を編み込む、ファスナーテープ4は経編組織から編製し、たとえば全ウエールに1-0/0-1の鎖編糸26と0-0/3-3の緯挿入糸27を配して交絡させ、またW1~W3には2-2/0-0の緯挿入糸28を配して緯挿入糸27と交錯させ、コイル状ファスナーエレメント2を縫付け固定する。上脚部12の凹部14部分にW2,W3の鎖編組織の経編糸8を用いて、コイル状ファスナーエレメント2の上脚部12の凹部14を捕捉して縫付け、経編糸8は上脚部12の凹部14部分から移動して脱却することがない。なお経編糸は前記の編糸に限定するものではなく、たとえば全ウエールに1-2/1-0のトリコット編糸、また0-2/2-0の二目編糸を配してファスナーテープ4を編製することは自由である。